

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

1. 京都府警察本部は、平成30年12月26日午後1時30分、京都市上京区内のコンビニエンスストアSの従業員甲から、「たった今、黒色のジャンパーを着て茶色のジーンズをはいた30歳代の男が、店内に雀を放ってお客様をびっくりさせている間に、携帯電話の充電器等を万引きして逃げて行った。身長は170センチくらいで太っていた。」との110番通報を受け、直ちに、犯人検挙に当たるよう無線で警察官に指示した。この無線指令を受けて犯人を探索していた警察官PおよびQは、同日午後1時45分ころ、コンビニエンスストアSから約100メートル離れた人通りの多い路上において、無線情報で入手した犯人の体格、身長、年齢、服装とよく似た風態の男性(X)を発見したので、Xに対し職務質問を実施したところ、Xは、犯行を否認して自分は犯人ではない旨申し立てた。PおよびQは、甲にXが犯人であるか確かめてもらうこととし、甲にXを職務質問しているところまで来てもらって、Xと対面させたところ、甲は「この人が犯人です。間違ひありません。」と述べた。そこで、  
①PおよびQは、同日午後1時50分、その場で、コンビニエンスストアSで発生した窃盗事件(以下「本件事件」という。)の現行犯人としてXを逮捕するとともに、  
②Xの携帯していたリュックサックの中を捜索したが、本件事件に関する証拠物等は発見されなかった。
2. Xは、警察等の取調べにおいて、本件事件を実行したことを認める供述をした。所要の捜査が実施された後、Xは、平成31年1月5日、本件事件で京都地方裁判所に起訴された。
3. 公判で、Xは、本件事件の犯人ではない旨主張した。検察官は、Xと犯人の同一性を立証するため、各種証拠の取調べを請求した。これらの証拠の中には、Xが平成29年4月13日、窃盗の罪により懲役刑に処せられた前科にかかる判決書謄本(以下「本件前科証拠」という。)が含まれていた。同前科にかかる5件の窃盗の犯罪事実の要旨は、Xは平成26年4月7日から平成27年5月10日までの間に、京都市内にある5店舗のコンビニエンスストア内において鳥(カラス)を放って窃盗を行ったというものである。  
③弁護人は、本件前科証拠の取調べ請求は却下されるべきである旨主張した。

問(1)(配点:50点)

下線①および②の各行為の適法性について論じなさい。

ただし、先行する警察官の各措置は適法なものとする。

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科  
履修免除試験問題 法律科目試験  
(刑事訴訟法)

---

問(2) (配点: 50点)

下線③の弁護人の主張が認められるかについて論じなさい。